

能勢町いきいき商品券 PART 6 取扱店募集要項

1. 目的

能勢町地域商品券を発行することにより、エネルギー・食料品等の物価高騰を受けている生活者に対する負担軽減とあわせて地域経済の活性化を図る支援を目的とする。

2. 商品券発行について

- 名称 能勢町いきいき商品券 PART 6 (以下「商品券」という。)
- 発行者 能勢町
- 商品券の発行概要
 - ・令和7年1月31日現在を基準日とした全ての能勢町民に対して、1人について3,500円分の商品券(500円×7枚綴り)を交付。

3. 商品券の利用について

- 町が登録した商品券取扱店(以下「取扱店」という)に限り利用可能とします。
- 使用期間 令和7年4月15日～令和7年7月15日に限ります。

4. 商品券の取扱いについて

- 商品券を現金化することはできません。
- 商品券の額面に満たない利用の場合、釣銭は支払わないこと。
- 商品券の額面を超える利用のときは、不足分は現金等で受け取って下さい。
- 使用期限が過ぎても使用されなかった商品券は無効となり、金銭に引き換えることは一切できませんので期限後商品券の取扱いは中止して下さい。
- 次のものは商品券の利用対象になりません。
 - ・不動産や金融商品。
 - ・たばこ。
 - ・商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの。
 - ・国や地方公共団体の税金及び公共料金。
 - ・取扱店自らの事業上取引(商品仕入等)に利用すること。

5. 取扱店の参加資格

能勢町内に店舗、事業所を有する事業者又は町内で営業実績があり町長が必要と認める事業者で次の項目に該当しない事業所であること。

- ・商品の対象とならない商品のみを取り扱う事業者。
- ・特定の宗教・政治団体と関わる場合や公序良欲に反するもの。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に

規定する営業を行っている事業者。

- ・役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

6. 取扱店の責務

- 取扱店が明確になるよう、「能勢町いきいき商品券 PART6」の取扱店ポスター等を利用者が分かりやすいように掲示すること。
- 商品券の偽造防止を行っていますが、不正使用が疑われる場合、また、他店の押印や記名がある商品券は、受け取りを拒否するとともにその事実を町へ速やかに報告すること。
- 商品券の交換、譲渡、売買及び再利用は行わないこと。
- 利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、及び滅失は取扱店の責務とします。
- 取引上で知り得た利用者のプライバシー・個人情報等に関する事項を守秘すること。

7. 換金について

- 換金期限 令和7年8月15日（金）までに請求すること。
※期限が過ぎた場合の換金は、すべて無効とします。
- 換金方法 取扱店は利用者から受け取った商品券に記名・押印し、能勢町いきいき商品券取扱店換金請求書とともに能勢町地域振興課へ提出する。町は、提出された書類の内容を確認後、取扱店の指定する口座へ振り込むものとします。支払日は町が指定した日とします。
- 換金手数料 無料

8. 申込について

- 能勢町いきいき商品券 PART6 取扱店登録申請書（以下「申請書」という）を能勢町委任先へ提出し取扱店登録の申し込みを行ってください。
ただし、令和7年4月15日以降は、能勢町地域振興課で申し込みを行ってください。
複数店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を提出してください。

申込方法

- 申請後、審査を経て承認し、取扱店として登録を行います。
- 商品券交付者へ取扱店を公表します。
- 登録は無料です。

9. 登録の取り消しについて

この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取り消す場合があります。また、違反により町に損害金が発生した場合は請求する場合があります。

10. その他

本要項に定めるものの他、必要な事項については、能勢町いきいき商品券 PART6 事業実施要綱の規定に準じる。

【問合せ先】

能勢町地域振興課 〒563-0341 能勢町宿野 28

TEL:072-734-3976 FAX:072-734-1545